

## 6 スマートフォン等の安全・安心な環境整備について

通信機器の発達とともに、携帯電話に代わるいわゆるスマートフォンが飛躍的に普及し、青少年の利用も増加している。

しかし、スマートフォンを始めとするインターネット接続可能な機器には、携帯電話のようなフィルタリングの義務付けが法的にされていないため、青少年がアダルトサイトなどの有害サイトにアクセスしたり、犯罪に巻き込まれる危険性が增大している。

このため、青少年を有害情報や犯罪から守るための対応を図る必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 平成24年7月に見直された「青少年インターネット環境整備基本計画」及び平成25年6月に予定されている総務省のワーキンググループの最終報告などを踏まえ、青少年のインターネット環境の更なる整備を進めること。
- 2 スマートフォンやゲーム機など、無線通信によりインターネットへの接続が可能な機器の販売に当たっては、青少年並びにその保護者に対して危険性を周知し、フィルタリングの利用を進めるよう事業者などに働きかけること。
- 3 青少年によるインターネットの適切な活用を促進する上でも、青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくするために、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の見直しを行うこと。